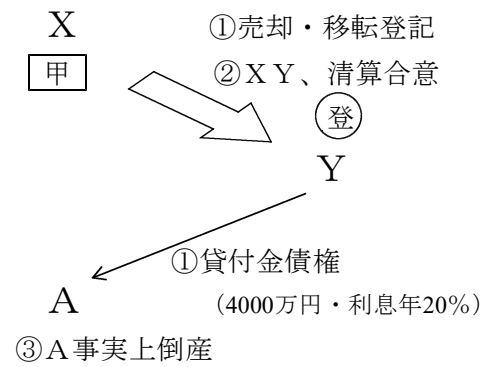


第13回講義(不動産譲渡担保)の参考資料

2017/07/07

【当事者関係図】

④ Xに破産宣告・破産管財人X'が着任
Aの親会社



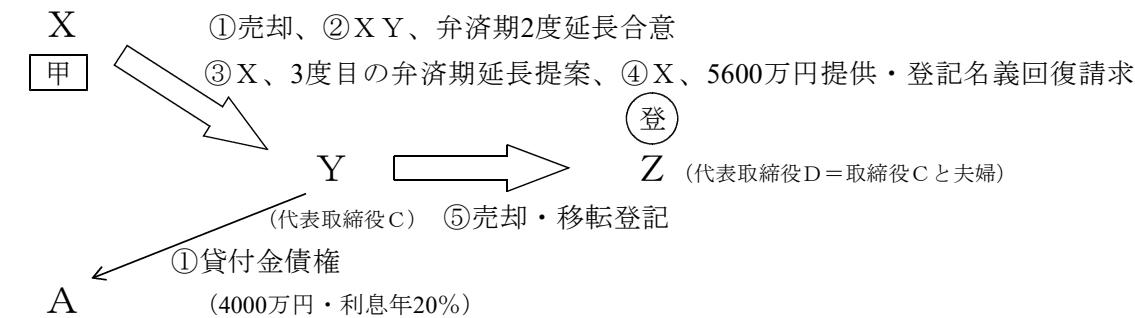
元利金清算表

期間	内訳	元 本	上限利息	支払利息	残債務額
1999年 ～2000年		4000	1200	1600	3600
2000年 ～2002年		3600	1080	1600	3080
2002年 ～2004年		3080	924	0	4004
2004年 ～2006年		3080	924	-	4928

(単位は万円)

(2)の関係図

Aの親会社



【本日は及する(可能性のある)判例・文献】

◎判例（太字は事前指示判例）

- 1) 大判大8年12月9日民録25輯2268頁〈LEX/DB 27522969〉 譲渡担保は虚偽表示に当たらない
- 2) 最判昭47年11月24日金法673号24頁〈LEX/DB 27431371〉 同上
- 3) 最大判昭49年10月23日民集28巻7号1473頁〈LEX/DB 27000413〉仮登記担保権者の清算義務
- 4) 最判昭46年3月25日民集25巻2号208頁〈LEX/DB 27000646〉 譲渡担保権者の清算義務
- 5) **最判昭62年2月12日民集41巻1号67頁**〈LEX/DB 27100058〉 清算金支払等通知前の受戻権不消滅
- 6) **最判平8年11月22日民集50巻10号2702頁**〈LEX/DB 28011563〉 受戻権放棄による清算請求
- 7) 最判平18年10月20日民集60巻8号3098頁〈LEX/DB 28112207〉 譲渡担保権者の債権者による差押え後の被担保債務弁済と受戻しの可否
- 8) 最判昭62年11月12日判時1261号71頁〈LEX/DB 27801182〉 受戻権行使後の処分と背信的悪意者

民法総合演習（HB）

- 9) 大判大9年9月25日民録26輯1389頁〈LEX/DB 27820847〉 第三者の善意・悪意は不問
10) 東京高判昭46年7月29日下民集22巻7・8号825頁〈LEX/DB 27431282〉 背信的悪意者排除
11) 最判平9年4月11日裁時1193号1頁〈LEX/DB 28020810〉 清算金支払請求権と留置権（肯定）
12) 最判昭43年11月21日民集22巻12号2765頁〈LEX/DB 27000886〉 損害賠償請求権と留置権（消極）

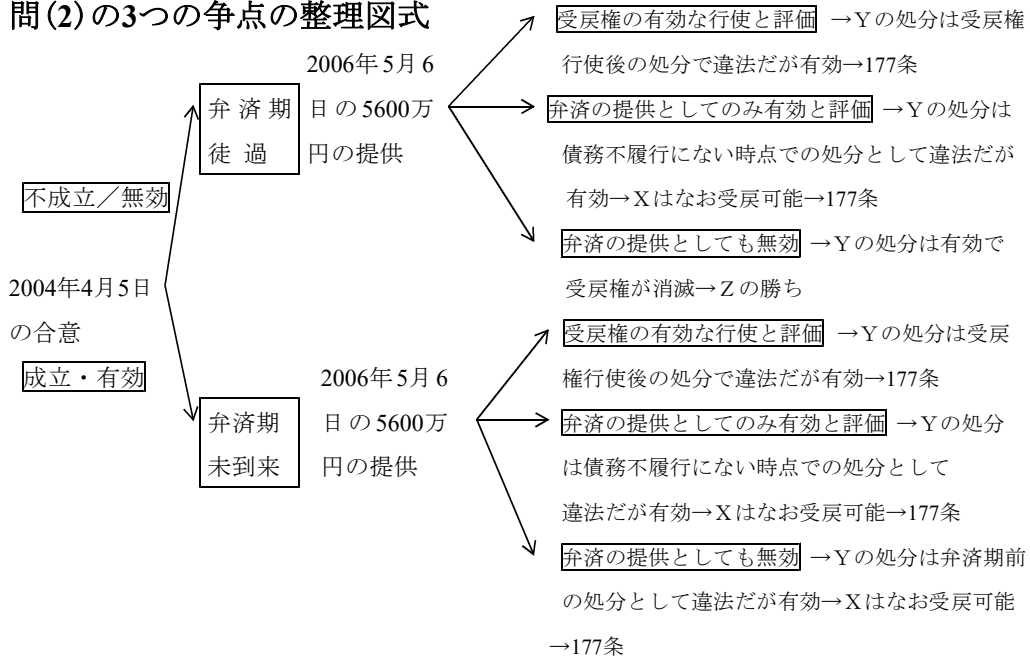
◎学説

- 1) 高橋眞『担保物権法〔第2版〕』（成文堂、2010年）298頁注37
2) 竹内俊雄『譲渡担保論』（経済法令研究会、1988年）36頁、68頁

【本日取り上げる予定の項目の目次】

- (1) (a) X Y間の契約の性質
Xの請求原因とYの抗弁の構造
権利移転的構成の場合
担保権的構成の場合
登記原因と通謀虚偽表示の成否
暴利行為としての公序良俗違反の成否
不清算特約と清算特約
(b) 物上保証人の事前求償権の有無
(c) 受戻権放棄による清算金請求の可否
(2) (a) Xの主張（請求原因）
Zの反論や抗弁
Xの再反論や再抗弁
3つの争点 ⇒別紙
受戻権行使が有効な場合のXとZの法律関係（権利移転的構成）
背信的悪意者排除と必読判例①の関係
背信的悪意者認定の要素
受戻権行使が有効な場合のXとZの法律関係（担保権的構成）
(b) 留置権による清算金請求権の確保
留置権の成否と参考判例②の関係

問(2)の3つの争点の整理図式



2004年4月5日の合意の成否と、2006年5月6日の5600万円の提供の評価を組み合わせる。合意が不成立で5600万円の提供が受戻権行使として無効であるだけでなく弁済の提供としても無効の場合のみ、弁済期到来後の担保権の適法な実行である。この場合には、Zが甲の所有権を確定的に取得してXの受戻権が消滅するので、二重譲渡型の紛争にはならず、必読判例①のとおりZが背信的悪意者か否かは問題とならない。これ以外の場合は、受戻権は消滅せず、すべて二重譲渡型紛争として177条が適用される。